

【新規格付け】

ベクター・アセット・ファンディング・コーポレーション東京支店
資産担保型CP：a-1

格付投資情報センター(R&I)は上記の格付けを公表しました。

【案件の概要】

本件は、住友信託銀行の顧客の保有する売掛債権等の金銭債権、および同金銭債権を信託財産とする信託の受益権を裏付け資産として発行される ABCP プログラムに格付けを付与したものです。

【格付け対象】

発行者	ベクター・アセット・ファンディング・ コーポレーション東京支店
名称	資産担保型コマーシャルペーパー
発行限度額	3,000 億円
裏付け資産	売掛債権等の金銭債権、同金銭債権を 信託財産とする信託受益権
プログラムタイプ	マルチセラー型
信用補完	バックアップライン 100%
信用補完提供者	住友信託銀行
流動性補完	バックアップライン 100%
流動性補完提供者	住友信託銀行
格付け	a-1

【案件の仕組み】

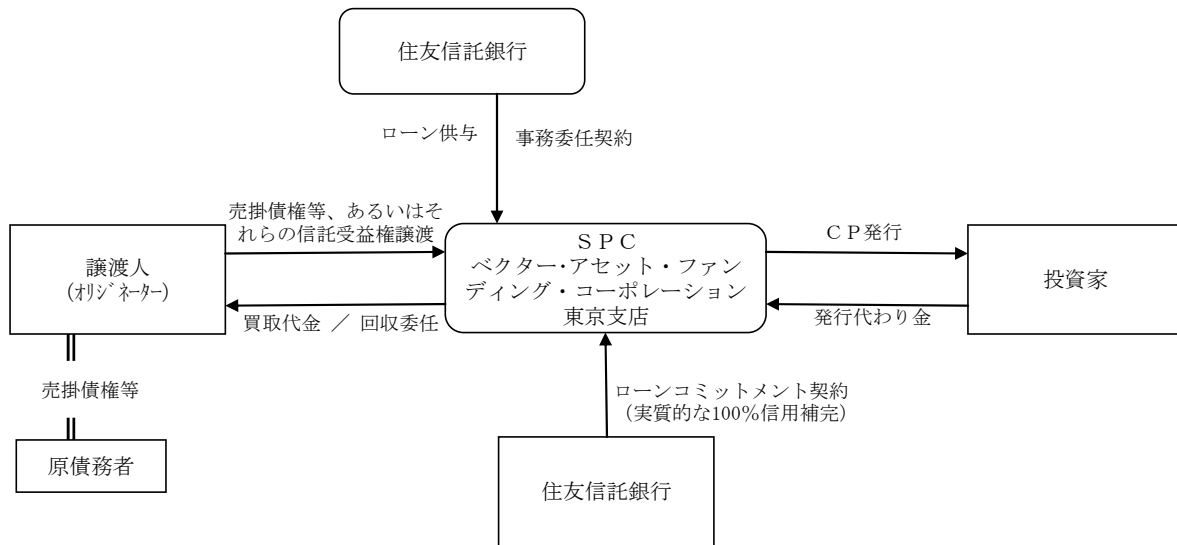
- (1) ベクター・アセット・ファンディング・コーポレーション（以下、「ベクター」）はケイマンに設立された特別目的会社（SPC）である。
- (2) ベクター東京支店は、住友信託銀行からの責任財産限定特約付ローン、または短期外債あるいはコマーシャルペーパー（以下、両者あわせて「CP」という）の発行により調達した資金により、住友信託銀行の顧客等（オリジネーター）より売掛債権等の各種金銭債権および、当該金銭債権を信託財産とする信託受益権を購入する。債権買取等のベクター東京支店の業務は住友信託銀行が代行する。
- (3) 売掛債権等からの回収金によりCPは償還されるが、CPの償還金に不足額が生じる場合、バックアップラインとなる住友信託銀行とのローンコミットメント契約に基づく銀行借入により償還資金が貸与される。

●お問い合わせ先 **株式会社 格付投資情報センター** ストラクチャード・ファイナンス本部 〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-4-1 日本橋一丁目ビルディング

TEL. 03-3276-3406・3428 FAX. 03-3276-3429 <http://www.r-i.co.jp> E-mail sfdept@r-i.co.jp

格付けは、発行体を負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務（債券やローンなど）の支払いの確実性（信用力）に対するR&Iの意見を、一定の符号で投資家に投資情報として提供するものであり、債券やコマーシャルペーパーなどの売買・保有を推奨するものではありません。格付けは信頼すべき情報に基づいたR&Iの意見であり、その正確性及び完全性は必ずしも保証されてはなりません。格付けは原則として発行者から対価を受領して実施したものです。

【スキーム図】



【格付け理由】

以下の点を評価し、当該ABC Pの格付けをa-1とした。

(1) バックアップライン

- ① 十分なバックアップライン限度額を設定：ベクター東京支店は、信用補完と流動性補完を兼ねる限度額3,000億円のローンコミットメント契約を締結する。売掛債権等の債務者や譲渡人の信用悪化などの理由によってCPの償還資金が不足する場合には、ローンコミットメント契約に基づき、住友信託銀行がベクター東京支店にCP償還資金を貸し出す。
- ② バックアップライン提供銀行の信用力：住友信託銀行は同行の短期債務格付けに関してa-1を取得している。
- ③ 貸出拒絶事由の限定：住友信託銀行はベクターの支払の停止又は破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、会社整理開始等の申立てなどの場合を除いて、バックアップライン契約に基づく貸出しを拒むことができない。バンクランプシー・リモート性の高いSPCの場合、貸出しを拒まれる事態は、バックアップライン提供銀行の破綻以外は考え難い。
- ④ 貸金業の規制等に関する法律（以下、貸金業法）、出資の受入れ、預り及び金利等の取締りに関する法律（以下、出資法）と本件との関係：
 - ・ 貸金業の登録<貸金業法第3条>は受けていないベクターは譲渡人より売掛債権だけでなく手形債権を買取る可能性があるが、この行為が貸金業法、出資法に抵触しないか、この手形債権の買取が同法で規制される「金銭の貸付け」またはそれと同様の扱いを受ける「手形の割引」に該当するかの検討が必要である。
 - ・ この点についての明確な判例、当局の公式見解は出ていないため、格付け上もこの部分に関する明確な判断は下していない。
 - ・ なお、本件は最終的には信用補完、流動性補完として住友信託銀行がCP償還資金を100%供与することから、CPの償還自体には本問題は影響しないものと思われる。
 - ・ この点についてR&Iでは引続き当局、判例等の動向を注視していくこととする。

●お問い合わせ先 **株式会社 格付投資情報センター** ストラクチャード・ファイナンス本部 〒103-0027 東京都中央区日本橋1-4-1 日本橋一丁目ビルディング

TEL. 03-3276-3406・3428 FAX. 03-3276-3429 <http://www.r-i.co.jp> E-mail sfdept@r-i.co.jp

格付けは、発行体を負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務（債券やローンなど）の支払いの確実性（信用力）に対するR&Iの意見を、一定の符号で投資家に投資情報として提供するものであり、債券やコマーシャルペーパーなどの売買・保有を推奨するものではありません。格付けは信頼すべき情報に基づいたR&Iの意見であり、その正確性及び完全性は必ずしも保証されてはいません。格付けは原則として発行者から対価を受領して実施したものです。

(2) バンクラプシー・リモート性

主に次のような理由から、CPの不払い以外の理由でベクターの破産が申し立てられる可能性は低く、バンクラプシー・リモート性が保たれていると判断した。

- ① ベクターの発行済株式はすべて、慈善信託の財産として Maples Finance Limited (以下、Maples) が所有している。従って、譲渡人、バックアップライン提供銀行、CPディーラーなどスキーム関係者との資本関係はない。
- ② ベクターの取締役は Maples から 3 名、東京共同会計事務所より 1 名が派遣されており、いずれも譲渡人とは無関係の者が選任されている。
- ③ ベクター自ら、譲渡人、住友信託銀行 (バックアップライン提供銀行、ベクター東京支店の事務代行者) とCPディーラーなどの債権者はベクターの破産等の申立をしない。
- ④ ベクターはCPの発行以外に責任財産限定特約付ローンによる資金調達を行うことができるが、そのローンの返済についてローンの裏付け資産をもって行う代物弁済を選択することができる。これに加え、ローンの決済時は住友信託銀行が提供するローンコミットメント契約によってカバーされている。従って、ローンの裏付け資産の質やローンの債権者が本プログラムに与える影響は限定されている。
- ⑤ ベクターの業務はCP発行や売掛債権の購入などの業務に限定されている。

●お問い合わせ先 **株式会社 格付投資情報センター** ストラクチャード・ファイナンス本部 〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-4-1 日本橋一丁目ビルディング

TEL. 03-3276-3406・3428 FAX. 03-3276-3429 <http://www.r-i.co.jp> E-mail sfdept@r-i.co.jp

格付けは、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務(債券やローンなど)の支払いの確実性(信用力)に対するR&Iの意見を、一定の符号で投資家に投資情報として提供するものであり、債券や商業紙などの売買・保有を推奨するものではありません。格付けは信頼すべき情報に基づいたR&Iの意見であり、その正確性及び完全性は必ずしも保証されてはいません。格付けは原則として発行者から対価を受領して実施したものです。